新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における 緊急対応の取扱いについて(周知)

令和2年7月17日に当庁より発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等に関する当面の対応について(周知)」に基づき、当局においては、システム整備が完了するまでの間の緊急対応として、eメールによる申請・届出等の受付も可能とする措置を講じてまいりました。

今般、令和2事務年度金融行政方針に基づき、金融機関等から受け付ける様々な申請・届 出等(約4,000手続)について、オンラインでの提出が可能となるように、令和2年度に金 融庁電子申請・届出システム(以下「新システム」という。)の整備を行い、令和3年6月 30日より新システムの運用を開始いたします。

これを踏まえ、金融庁としては、これまで緊急対応として講じてきたeメールによる受付について、新システムの運用開始をもって原則として終了することといたします。

ただし、新システムの利用に必要なgBizIDの取得が、新システムの運用開始時期に間に合わない等の事情により、新システムを運用開始日からご利用いただけない場合も想定されることから、新システムへの移行に際しての経過措置として、令和3年度中はeメールによる申請・届出等についても、引き続き受け付けることといたします。

つきましては、今後、当局において下記の通りの対応を取ることとなりますので、貴協会 におかれましては、貴協会会員の皆様への周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等に関する当面の対応について(周知)」に基づき、令和2年7月17日以降緊急対応として講じてきた e メールによる受付について、新システムの運用開始をもって原則として終了する。
- 2. ただし、新システムへの移行に際しての経過措置として、令和3年度中は e メールによる申請・届出等についても、引き続き受付可能とする。
- 3. 上記経過措置終了日の令和4年3月31日をもって、緊急対応として講じてきた e メールによる受付は終了する。

(以 上)